

内閣委員会 議録 第二十五号

昭和二十七年五月二十日(火曜日)

午前十一時二十分開議

出席委員

委員長 八木 一郎君

理事 江花 静君 理事 青木 正君

理事 船田 亨二君 理事 鈴木 義男君

木村 公平君 田中 啓一君

田中 萬逸君 橋本 龍伍君

本多 市郎君 山口六郎次君

西村 榮一君 木村 榮君

出席國務大臣

法務總裁 木村篤太郎君

大藏大臣 池田 勇人君

郵政大臣 佐藤 榮作君

國務大臣 野田 卯一君

國務大臣 周東 英雄君

出席政府委員

人事院總裁 浅井 清君

外國為替管理 木内 信胤君

委員會委員長 長谷 慎一君

電波監理長官 石田 正君

大藏事務官 (理財局長) 本間 俊二君

通商産業 政務次官

委員外の出席者

参考人(長 野原森林審 議會会長) 小野 秀一君

専門員 龜封川 浩君

専門員 小関 紹夫君

五月十九日

委員玉置信一君、島山鶴吉君及び浦

尾君亮君辞任につき、その補欠とし

て井上知治君、木村公平君及び山口

六郎次君が議長の指名で委員に選任

された。

同月二十日

委員松岡駒吉君辞任につき、その補

欠として西村榮一君が議長の指名で

委員に選任された。

五月十九日

軍人恩給復活に関する請願(鈴木正

文君紹介)(第二八二二号)

同(尾崎末吉君紹介)(第二八二二

号)

同(關谷勝利君紹介)(第二八七八

号)

同(若本信行君紹介)(第二八七九

号)

恩給の不均衡調整に関する請願外一

件(岡延右エ門君紹介)(第二八二七

号)

元軍人老齢者の恩給復活に関する請

願(田中伊三次君紹介)(第二八八〇

号)

同(關谷勝利君紹介)(第二八八一

号)

警察予備隊設置に関する請願(今泉

貞雄君外五名紹介)(第二八八二号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十七日

軍人恩給復活に関する陳情書(茨城

県真壁郡下妻町大字陣屋相葉健外三

名)(第一八〇一号)

同(埼玉県入間郡豐岡町大字黒須福

島茂重外十一名)(第一八〇二号)

同(豊橋市東郷町河野省三外二十六

名)(第一八〇三号)

同外三十件(鹿児島県伊佐郡大口町

里三重基蔵外二百四十五名)(第一八

〇四号)

軍人恩給復活及び遺族援護に関する

陳情書(福岡市西職人町四十一番地

松井七兵衛外十名)(第一八〇五号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

法制局設置法案(内閣提出第一八九

号)

行政管理庁設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出第一九二号)

厚生省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一九二号)

自治庁設置法案(内閣提出第一九三

号)

總理府設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一九五号)

國家公務員法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一九九号)

國家行政組織法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二〇〇号)

行政機関職員定員法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第二〇一号)

通商産業省設置法案(内閣提出第二

〇六号)

工業技術庁設置法の一部を改正する

法律案(内閣提出第二〇七号)

通商産業省設置法の施行に伴う關係

法令の整理に関する法律案(内閣提

出第二〇八号)

郵政省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二二〇号)

郵政省設置法の一部改正に伴う關係

法令の整理に関する法律案(内閣提

出第二二二号)

大藏省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二二九号)

大藏省設置法の一部を改正する法律

等の施行に伴う關係法令の整理に関

する法律案(内閣提出第二三〇号)

經濟安定本部設置法の廃止及びこれ

に伴う關係法令の整理等に関する法

律案(内閣提出第二三四号)

法務府設置法等の一部を改正する法

律案(内閣提出第二三五号)

農林省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二三八号)

〇八木委員長 これより内閣委員会を

開きます。

本日は、公報をもつてお知らせして

おきました。國家行政組織法の一部を改

正する法律案その他行政機構改革諸法

案について質疑を行います。質疑の通

告がありますから、順次これを許しま

す。西村榮一君

〇西村(榮)委員 それでは野田國務大

臣にお尋ねいたします。まずお尋ねし

たいのは、従来の經濟安定本部を今回

經濟審議庁に変更されたのですが、そ

の結果どういふふうな内容の変化が来

ているのですか。一応これを承りたい

のです。

〇野田國務大臣 御承知のように、今

回の行政機構改革におきましては、従

つきましては、従来安定本部でやつ

ていたと申しまするか、取扱った仕事

の一部が、ここで取扱われることにな

るといふこともあるだろうと考えてお

りまして、主として長期經濟計画の策

定の問題であるとか、あるいは総合國

力の測定分析といふような問題、ある

いは經濟基本政策につきましては、各

省でもつてそれ／＼やるということ

を根本といいますが、各省におきまし

て話がかないといふような場合に

は、その調停あつせん役目を引受け

るといふことを、ここでやることにし

たいといふふうな考えております。な

おどこの省の主管と申しますか、ど

この省と非常に關係が深いということ

もない、各省に關係をしているというよ

うな総合的な經濟施策については、經

濟審議庁がイニシアチヴをとりまし

て、いろ／＼と關係各省と連絡をた

つて企画立案をいたしたいというように

考えております。なおその他の点につ

きましては、たとえば國民所得とい

つたもの、あるいは内外經濟動向の調査

分析という問題、あるいはまた国土總

合開發法に基づく事務、なお現在參議院

で審議中の電源開發促進法案が成立し

たしました場合には、それに基く仕事

を取扱う、こういうことを考えている

次第であります。

〇西村(榮)委員 そうすると、經濟安

定本部を廃止しなければならぬという

理由は一体どこにあるのですか。

〇野田國務大臣 經濟安定本部は、御

承知のように終戦後の經濟情勢に基

になつておつたということは、よく承知しておるのであります。そういう事態は、今日なくなつております。あくまで日本の行政は、国家行政組織法並びに内閣法の精神に従つて運営して行くべきであると思ひます。またそれによつて十分日本の今後の国務を伸ばして行くことができる、かように考えております。

○西村(兼)委員 それは当然です。今言うような一つの政治原理と同時に、日本の経済を将来適切巧妙に運営して行くために、この機関が必要であるというところが、提案理由の説明にされておる。すなわち、人と金との兼ね合いによつて、日本の再建をはかるために、こういう官庁が必要である。しかもこの官庁は総合企画官庁であるから、各省の国務大臣に指示命令をするということがあり得るために、総理大臣が總裁になる。これが公式の提案理由です。私はアメリカ占領軍がおつたときには、かなり占領軍に向つては、速記を通じて反省を促しました。アメリカ資本主義による帝国主義的な日本併呑の方向に向いては、断固として闘う。しかし占領軍の去つた後においては、お互いに信頼友誼の立場から言うべきではないか。従つてあなたに御答弁を求めているのは、政府の当時提案理由で述べられた公式なこの設置法案に対する趣旨と今日と、どう相違があるかという点を聞いておる。内容を聞いておる。私はそれとは別に、今の日本の状態においては経済安定本部を廃止するという条件は、当時の公式声明、本役所の設立の趣旨から申しまして、私はこれを消滅せしめるところの客観的な情勢は、経済的にも政治的にも、どこにも生れて来ていないと考へております。ということとは、今日統制経済から自由主義経済かという議論は、これはイデオロギーの論争をもちや越えまして、日本の経済はどうしたら一体再建されて行くのであるか、国民生活がどうしたら安定されて行くか、どうしたら日本の経済的基盤が拡大されて行くのであるか、どうしたら国際競争に耐えられるのであるかという三点が、自由主義経済であれ、社会主義経済であれ、そういうふうなイデオロギーを超越して、一個の計画性がなくてはならない。従つて私は総理大臣がきようおいでになつたならば、総理大臣にひとつこの点をとつくり申し上げておこうと思ひましたことは、この経済安定本部の設置は、決して統制経済を目的としておつたのではない。資本主義経済であれ、社会主義経済であれ、そこに日本の乏しい物資の中から、過大なる努力をどう結合して行くか、その面に立つて国際競争力をどう増して行くかという点に、本役所の設置の理由があつたのです。従つて私は今客観的にも主観的にも、日本の国内にこれを消滅せしめるところの条件は生れて来ていないということとは、国際的にも言い得ると思ふ。一つの例は、たとえて言うと、この役所のモデルは、アメリカの経済安定局というふうには、アメリカの経済安定局というふうには私に見ているのですが、その経済安定局の設置から逐次発展いたしました。今日においては国防総動員本部とそれがなつておるのであります。この国防総動員本部の仕事というものは、長官が大統領の名によつて各省に指示命令する広汎な権限を与えられておる。これはあなたも御存じの通り。

しかもこれは生産の優先順位並びにその実施計画、物価と賃金の均衡と対策並びに労力の活用、そういうふうなアメリカの国防生産法に基き、経済安定局は生産の順位をまずきめる。物価と賃金、それから金融統制、利潤統制との関連において、民生の安定をいたしておるのであります。従つて資本主義国家、自由主義国家といわれておるアメリカにおきましても、険悪なる国際情勢に対処するために、実に五十七万種の価格と物の動きに対して統制を加えております。特に最近におきましては、稀少物資五十五品目にわたつて、個人の退職を禁止して、これを国家の総合計画の上に活用するという対策を、あの物量豊富なアメリカでさえも、今日の国際情勢はそうせざるを得ない段階に直面しておるのであります。私は今あなたと自由主義経済か、資本主義経済か、あるいは社会主義経済か、計画経済か、あるいはイデオロギーの論争をしようとは思ひません。また決して私は経済安定本部に一年職を奉じたから、身ひきで言うのではないのであります。

これは何党が内閣を担任されても、一つは行政上の中枢神経を確立しなければ、民主主義は個々ばらばらになり、てんやわんやになつてしまふ。この民主主義の長所と欠点を補う中枢神経が必要である。同時に今日の国内情勢、並びにその国際的客観情勢というものは、あの物量豊富なアメリカでさえも、かくのごとき広汎な権限をもつて、稀少物資のみならず民需品に対しても、これは国家の大局的立場において物と人と資金との活用をいたしておるのであります。これを廃止するという理由は、これは国際情勢の上

のどこにもない。特に日本の国内の事情の中にはない、こう思うのですが、私はあなたと議論しようとは思ひません。これらの問題について、あなたもかつて優秀なる官僚として、将来日本の政局を背負つて立たれるのでありますから、こいねがわくは十分なる御意見を承りたいと思ひます。

○野田国務大臣 私は安定本部の最近の動きなり働きなりよく承知しておるのであります。私は安定本部の最近まで営んで参りました機能の中に、各省と重複している面も相当あります。また各省に分属させた方がよいものももちろんたくさんあるのであります。そういうものは行政簡素化、国民負担の軽減という点からいへば、できるだけ仕事の重複を省くという意味で、各省でできることは各省に分属させる、そうしてどうしてできない事柄は、今度の経済審議庁という、国務大臣をもつて長官とするところであるということによりまして、少くとも日本の現在必要とされておるいろ／＼な施策の推進ができるものではないか、そういうふうにご考慮をおるわけでありませう。

○西村(兼)委員 そこで私は方向をかえまして、当面の責任者たる周東安本長官に、先ほど野田君に私が御質問申し上げました経済安定本部を廃止する客観的並びに主観的な条件が出たのかどうか、同時に、先ほど言うような民主主義の政治原理に基いて、中枢神経というものが日本になくて、一体閣議だけでこれをやるのかどうか、私が言うのは、閣議が中枢神経であるというところは、これは行政上の政治的な中枢神経であつて、行政上の事務的

な、先ほど野田君が言われたように、各省との調整並びにあつせんものやをというところも、一つの中枢神経の確立ではないかと思ふのです。従つて先ほど私が野田君にお尋ねいたしました経済安定本部を廃止する客観的情勢並びに日本国内における主観的情勢、あるいはまたこれを廃止した後に於ける日本の行政上の中枢神経をどこに求めるか、主管大臣としてのあなたの御答弁を求めたい。

○周東国務大臣 お答えいたしますが、今度の審議庁においての仕事そのものの一番の重点は何かと言へば、現在の日本の経済復興、産業復興に關して最も必要である長期経済計画というものを総合的に立てるといふことである。お示しのように、現在の事態が、占領後のごとき状態とは大分かわつてはおりますけれども、なお国際情勢の中に立つて、国際経済に結びつた日本の今後における経済の復興というものは、相当に困難を予想されるものがあると思ひます。その間にあつて、そのとき／＼ばかりの目先の施策だけでは足らぬのであつて、結局先を見通しての一つの総合的な計画を樹立し、これを政治の面に現わして行くということが必要であります。そういう面においては、重要さはかわつて来ておるが、現在の国際情勢下にあつて、国際経済に結びつた日本としては、重要な点が相当残つておる。従つてその面については、従来の形において経済安定本部において行つたと同じような長期経済計画、総合計画の樹立は、実際にここで取扱うことになつております。その点は今後とも相当重要な任務としてやつて行く機構を残したわ

三

けでありますし、ことにそれらを樹立
実行するにあつては国際経済の動向の
洞察、また国民経済の状態に関するよ
うな調査資料というものは、すべてこれ
をここに集中して、日本の経済復興に
対しての重要な役割をなさせようとし
るわけでありませう。ことに問題は、従
来やつておつた中で、一部各省が事実
において目先の——といひますか、短
期の、一年々々の計画等を立てるとい
うようなものは、むしろその責任を各
省に負わした方がよろしい。あまりに
重複になる結果は、責任を持たないた
めに、自分の仕事をややおろそかにな
るきらいがないでもないのではありません
から、むしろ一年ごとの計画等につい
ては、しっかりと責任を持たして行くが、
しかしそれに対しても、基本政策につ
いて非常な争ひが起きたり、割拠主義
が起つてはならぬのでありますから、
そこでその根柢めをするためには、経
済に関する基本的な政策の総合調整と
いうことは、強い力においてやはりこ
の役所がやつて行くことになる。そう
いう面においては、日本の現在置かれ
た地位というものは、日本の経済状
態を考へて、こういう点については、
あくまでもかつての経済安定本部の形
を残して行く、こういう考えであり
ますので、この点は御了承願へると思
ひます。あなたの御指摘になつた点
は、元は総理が總裁でありましたか
ら、そこで安定本部自体においてす
でに指示権を持つて行くところ、こ
れ一つの強さがあつたかもしれませぬ。
その点は、今度は国務大臣が当るわけ
でありますので、ややゆるくなつたと
いへば、ゆるくなつたでしょうが、し
かしこれも実際は運用の問題でありま

しようし、相当にそこに人材を集中し
得るよう、今度の制度は認めておりま
す。民間からも相当な人間をここに集
中して、官が机上の議論だけで空疎な
議論が立たぬような形をとつて、その
よい政策の立案をして行くことによつ
て、内閣においてこれを動かすという
ことに持つて行くことによつて、一応
今日の段階においてはやり得るもので
はないかと考へておる次第でありまし
て、違ふといへば、その点において相
違ひはありますが、しかし内容それ自体
については、非常に重要な点について
は、新しく設置される役所において強
くやり得るよう、またやらなければ
ならぬという立場において、こういう
形をとつた次第であります。

か。
○野田国務大臣 御承知のようにいろ
いろな問題が最近でも起つて来ておる
のであります。その一つの問題、た
とえば東南アジア開発という問題が
りにあるといたしますと、それは各省
がみなそれ／＼関係しておる。しかし
どの省が主管であるか、仕事の分量等
から申しまして、どの省のものとい
うことはなかく／＼言えぬものがあるお
けです。各省に關係をしておるわけ
あります。そういうものをどこで取扱
うかという問題も、なか／＼實際問題
としてむずかしい点がありますので、
こういう問題につきましては、経済審
議庁が積極的に関係各省と連絡をとつ
て企画立案に當る、こういう趣旨であ
ります。

○西村(榮)委員 あなたの説明を承つ
ておると、何も国務大臣を長官として
一省の官庁を置く必要はないのではな
いか、その程度でいいのならば、官房長
官直屬の調査部で足りるのではないか
と私は思ふ。もちろん一つの行政官庁
として存在する上からは、いい意味に
おける権力がなくてはならぬ。権力な
き官庁というものは、単に作文の官庁
機關である。ともすれば安定本部は作
文官庁としてまますいじめされた。そ
れを防ぐために、強力なる指示権を、
総理大臣の總裁という形において事實
的運用で持つて行く。従つて今安定本
部の長官が言われたような状態であ
れば、私は調査部で事足りるのではない
かと思ふ。

○西村(榮)委員 これは野田国務大臣
にお尋ねしますが、何か他の行政機關
に所屬しない企画立案というものがあ
り得るでしょうか。どの役所でもみな
企画立案を持つておる。経済安定本部
の仕事というものは、どの役所でも企
画立案しておるが、それを按分調整し
て、大所高所から、物と人と資金の面
において総合的の國策を決定するとい
うことが、その任務であつた。従つて今
ここに任務の中に書かれておる、他の
行政機關の所管に屬さない総合的の國
策の企画立案、これは實際問題とし
てあるでしょうか。

○野田国務大臣 言葉の説明になりま
すが、総合的の國策で、ある特定の
行政機關の所管に屬さない東南ア開
発、こういうのは、どこかわからないの
です。實際こういう総合的の國策
があるわけですから、こういうものを安定
本部でやる、こういう意味であります。

○西村(榮)委員 大体わかりました。
それならば任務の一、二、三、四、五
というものを考へてみますと、四まで
は大體了解するとしても、五の「内外
の經濟動向及び國民所得に関する調査
及び分析」これがやはり經濟安定本部
の最も力点を置かれるところではない
か。従来も國民所得の算定、經濟の動
向、調査、分析といふところにおいて
は、經濟安定本部が特色を持つておつ
たのでありますから、ごく具体的に言
へば、最も特色のあるのはこの第五だ
と思ふのですが、いかがでしょう。

○野田国務大臣 これだけが特色があ
るとも申し上げかねますが、これにも
相当大きな力点を置いて運営して行き
たいと思つております。

○西村(榮)委員 各方面で國民所得と
いふものを算定されておるが、その基
礎になつておつたものは、經濟安定本
部の國民所得計数です。そうすると、
これがやはり任務の主たるものになる
のではないですか。

○野田国務大臣 これが主たるものと
いうことになる、ほかの方にさしき
わりができるのであります。他の部
面におきまして、今後いろいろ／＼客
觀的事態の進展に伴つて經濟審議庁の
仕事も相當あるだらうと思ふ。であり
ますから、國民所得の調査、分析とい
う事務は、従来もやつておりまして、
相當の成果をあげ、また日本における
この問題に関する最高の權威でもあ
る。こういう点において、その調査研
究等は最も尊重されるべきものであり、
また基本的なものであります。それが
經濟審議庁の中心になつてしまふか
どうかといふことにつきましては、そ
うだともはつきり申し上げかねるので

ありまして、非常に大きな部分ではあ
りませんが、それが中心だ、こういうこ
とは断定はむずかしいのであります。

○西村(榮)委員 それではあなたの御
説に従つてこの問題は別として、
それならば第二の問題、他の行政機關
の所管に屬さない総合的の國策の企
画立案、あなたは今東南アジア開発総
合計画といふものを一つの例に出され
たのですが、この二点はこの原案修正
の意向が議會から出ても、その修正に
応ぜられる余裕がありますか。

○野田国務大臣 どういう修正か、修
正の内容がわかりませんので、何とも
申し上げられません。

○西村(榮)委員 修正は野党単独で提
出す場合もありませんし、それから自
由党とも協議して、各党共同提案の修
正を出す場合もあるが、「二」他の行政
機關の所管に屬さない総合的の國策
の企画立案」この点が任務の中で最も
あまいだ。従つてこの点を、修正とい
うよりも、もつと明確化して行かなく
ればならぬ。同時に本官庁が存続する
上からは、総合企画官庁としての立場
において日本の総合計画がやつて行け
る——私は行き過ぎた権力は必要とし
ませんが、しかし官庁が存在する上か
らは、官庁の基本的な条件としては、
少くとも一つの法律に基く権力が確立
されなければいかぬと思ふが、こうい
う点が本審議庁の一つの欠点ではない
か。同時にこれが総合企画立案された
ものがどう実行されて行くのであるか
という、自分の生んだ子供の成長の仕
方というものを監査する項目は、この
法律案の中にどこにもありません。こ
れが欠点なので、従つて私はそれらの
点においてきわめて常識的な、いわゆ

ありまして、非常に大きな部分ではあ
りませんが、それが中心だ、こういうこ
とは断定はむずかしいのであります。

○西村(榮)委員 それではあなたの御
説に従つてこの問題は別として、
それならば第二の問題、他の行政機關
の所管に屬さない総合的の國策の企
画立案、あなたは今東南アジア開発総
合計画といふものを一つの例に出され
たのですが、この二点はこの原案修正
の意向が議會から出ても、その修正に
応ぜられる余裕がありますか。

○野田国務大臣 どういう修正か、修
正の内容がわかりませんので、何とも
申し上げられません。

○西村(榮)委員 修正は野党単独で提
出す場合もありませんし、それから自
由党とも協議して、各党共同提案の修
正を出す場合もあるが、「二」他の行政
機關の所管に屬さない総合的の國策
の企画立案」この点が任務の中で最も
あまいだ。従つてこの点を、修正とい
うよりも、もつと明確化して行かなく
ればならぬ。同時に本官庁が存続する
上からは、総合企画官庁としての立場
において日本の総合計画がやつて行け
る——私は行き過ぎた権力は必要とし
ませんが、しかし官庁が存在する上か
らは、官庁の基本的な条件としては、
少くとも一つの法律に基く権力が確立
されなければいかぬと思ふが、こうい
う点が本審議庁の一つの欠点ではない
か。同時にこれが総合企画立案された
ものがどう実行されて行くのであるか
という、自分の生んだ子供の成長の仕
方というものを監査する項目は、この
法律案の中にどこにもありません。こ
れが欠点なので、従つて私はそれらの
点においてきわめて常識的な、いわゆ

あなたが企画立案されたものをお助けするといふ意味における修正などで、決してあなたを窮地に追い込む修正ではない。従つてそういう修正はあなたの立案の中に考慮する余地があるのか。これは私としてはきわめて愚問なんです、あなたは私にきわめて懇意だから、私もその懇意に甘えて、突然修正案を出せば、あなたの立場もまたごまかされるといふかぬから、あらかじめ予告しておくのでありますが、従つて修正に應ぜられる余地があるかどうか。まあ、なければならぬで答弁されぬでもよろしい。これは私の方が愚問だから……。

○野田國務大臣 修正案を見なければ何とも申し上げられませんが、先ほどのような考え方なんでしょう。この役所が権限を持つて他の方を押さえて行くとか、規制して行くということを立案者は考えておらないのであります。少し考え方が、役所が役所を規制するといふお考え方が非常に強に出てくるようでありまして、私たちの考えは、あくまで責任を持つて國務大臣が中心になつて政治をやつて行く、こういうふうになつておるのであります。役所が役所を権力的に制し合うといふことはなるべく避けて行きたい。そうしてあくまで最高責任者の話し合いでもつて問題を片づけて行きたい、こういうふうな考えでおるわけでありまして、すべて役所だけでもがきまつてしまふというのではなくて、そこに少しゆとりを存して、重要国策については、あくまで最高責任者のところでものをきめて行く、そういうところを苦慮したいのであります。

○西村(榮)委員 私の言うのは、この役所が他の役所に指示命令するといふような強力な権限といふ意味ではない。この法律案をごらんになればわかるのですが、役所としての体系をなさぬほど権限はないのです。従つてそれは他の存在する行政官庁としての一定の水準まで権力的な地位を与える。これはどこにもないから、私は言うのです。こういうような骨のない、筋のない、くらげみもない役所はありません。従つて私はこれに普通の人間としての歩行のできる権力を与え、筋金を入れたい。従つて私に筋金を入れておけば、あまりこれに筋金を入れておけばちやんとするといふような考え方はなるべく避けて行きたい。むしろ先ほど申し上げましたように、経済基本政策と申し上げても、それ、大體所管の大臣があるものでありますから、その所管の大臣で責任を持つてやつてもらふ。しかしながら、他省の関係におきまして、必ずしも議の合わないといふこともありましようから、そういう場合には、これが仲裁あつせんに乗り出して行つて妥協案をつくるように持つて行く、こういう働きをし、また他の行政機関のどの省であるといふことが、たくさんさんの國務の中には、はつきりしない問題もあつたので、そういう問題については、ここがその企画立案の衝に當る。こういう考え方なものであります。あくまでも全体の行政機構の動きを円滑に、能率的に持つて行きたい。権力と権力で争ひ合うとか、あるいは押え合うといふような意味にはなるべくこの役所を持つて行きたい、こ

ういふような考えを持つておるわけでありませぬ。

○西村(榮)委員 それではあとで私はもう一べん詳細やりますが、今言つたような誤解があるといふかぬから申し上げますが、各省に指示命令するような強力なものではない、しかし一定の普通の水準まで上げて行きたい、こういうのですから、誤解はないように願ひたい。

それから委員長の顔色も、大分他に質問を譲れといふような顔色を示しているようだから、私も気をきかしておきますが、最後にいふにお尋ねしておきたいのは、先ほど答弁された中に、第三案の任務の中の五、國民所得等に関する調査及び分析」といふ点がきつめて特色があつて、成績を取つておつたこと、このこと、それが、それならば、各官庁に比して、従来この役所の國民所得の調査分析が最も効果を上げておつたといふことを、行政機構を改革されるあなたが認識されておるならば、この國民所得と最も関連を持つて来るものは何かと申しますと、國家予算の編成であります。従つてこの國民所得と國家予算といふものの編成とは、切つても切れない関係にある。従つて私の言わんとするところは、國民所得の調査をする役所が當然予算の編成をなすべきではないか。予算編成権といふものをここに置くべきではないか。総理府直轄に置くべきではないか。これは大蔵大臣もおられるのでありますけれども、行政機構改革をされたあなたに私は御所見を承つておきたいと思ふのは、當然予算の編成権といふものは一省が独占すべきではなくて、総理府直轄に置いておかなければ

ならないじやないか。特に國民所得の算定について最も權威ある機関がこれを査定するといふことは、當然ではないかと思ふのですが、この点あなたは行政機構改革にあつて考慮されたかどうか。

○野田國務大臣 國民所得の調査研究といふことをいふ／＼なところをやつておられますが、日本においては、今まで安定本部でやつておられたのが一番權威があると私は思います。また各官庁につきましても、アメリカならアメリカ、イギリスならイギリス、いろいろ國民所得の研究では權威があるところがありまして、国によつては役所よりも民間の研究団体の方がより權威があるといふところも私はあると思ひます。そういうわけですから、國民所得の研究といふことにすぐ予算編成との研究といふことを結びつける必要もないじやないか、これはそれ自体としての専門的な計算のむずかしい／＼なテクニクを要する仕事でありますから、それで十分いい資料を出していただきまして、予算編成にはそれを参考にしておればそれで十分ではないか、こういうふうな考えでおるわけでありませぬ。

○八木委員 西村君にちよつと申しますが、通告のごさいませ大蔵大臣は出席しておるのでございます。同時に御出席要求の外為委員長も今呼び出しているわけですが、大蔵大臣の都合は十二時半までとなつておりますので、できるだけ早くお進め願ひたいと思ひます。

○西村(榮)委員 野田君に対する質問は打ち切ります。ただ最後にお聞きしたいと思ふことは、私はいろいろな

議論もあるでしょうけれども、予算の編成は別のそれだけの機関において、総理府直轄でやるべきだ、こう思ふのですが、行政機構改革にあつてその点あなたは考慮されておつたかどうか。

○野田國務大臣 この問題につきましては、行政機構改革を審議いたします場合に、当然問題になつて参りました。十二分にいろいろと考慮いたしましたのであります。御承知のように、予算編成をいかなる部局においてやるかといふことにつきましては、世界的に申しましても二つの大きな潮流があつて、いわゆるアメリカ方式のやり方とイギリス方式のやり方があるわけなんです。総理府に持つて来いと申します考え方は、どちらかといひますとアメリカ流の考え方に近いものだと考えられます。ところが現在日本にとつております制度はむしろイギリスに近い制度であります。この二つの制度といふものは世界的に對立いたしました。両者の比較検討といふものは財政拮抗論としても非常に問題である。どういふ制度をとるかといふことは、ただそのことだけでも判断ができませんのであります。それを取り巻く一連の各種の制度ととるかといふことは、ただそのことだけでも判断ができませんのであります。一部分だけとつて来て考えましても、他の部分が違つて来るといふことになりまして、かえつて改悪になる場合もあると思ひますので、総理府に予算をつくらうとかなんとかいふことは、慎重に考慮いたしたいと思つておるわけでありまして、従つて今回の行政機構改革には織り込まなかつたといふことではあります。

○西村(榮)委員 最後は簡単に……あなたはこの行政機構全般をいじられ

て、治安省の治安機構は別といたしまして、経済所管においては各省が細つて大蔵省の権限だけが非常に拡大されておるのだという事について、どう

いう御感想を持つておられますか。同時に私は一省一局が非常に強力な権力を持つということが、この民主主義の政治原理と関連いたしまして、この行政機構をいじられたあなたとしては、その点お気づきにならなかつたか、しかもこれは行政機構改革と名を打つて、実体は何もない……。

○野田國務大臣 今回の行政機構の改革は、御承知のように省におきましては二つ減少し、また外局の数、委員会の数におきましては五割減、局部においても五割減ということになっておりました。この種の改革といつたしましては、従来に比ばましても相当大規模なものであろう、こう考えております。

人員の整理は、この前すでに橋本君が行政管理局長官をやつておられたときに、十万人の整理が行われておりますので、今回はごく少数にとどまつておるのであります。この点につきましては、それと一体的に考えていただきたい、こういうふうに考えておられるわけでありませぬ。大蔵省に権限を集中するという事は、私は別に意識的にやつておられるわけではありませぬので、いろいろなところにあるものをそれと適正にやつたということでありませぬ。

○八木委員長 大蔵大臣に対する通告はあなただけなんですが、外為を待つておられる間に合いませんけれども、どうですか、委員長としてはできるだけ努めておられますけれども……。

それでは他の通告者に移ります。木村榮君。

○木村(榮)委員 私は大蔵大臣にもあるのですが、それから西村さんと同じように外為委員長の方にもあるのです。があとにいたします。

佐藤郵政大臣に最初に尋ねたいと思ひますのは、電波監理委員会の問題です。今度の改正で、電波監理委員会が廃止になつて、電波局となつて、これが郵政省の内局になることになつております。そうなつて来ますと、御承知のように電波の割当は日本は戦前までに歸つておるのですが、今それをおもに使つておるのは今までのアメリカの占領軍だつたと思つて、将来今度は行政協定によつて駐屯いたしますアメリカの軍隊が、以前と同じようなやり方で割当てられた電波を使うかどうか、この点をお伺ひいたしたいと思います。

○長谷政府委員 ただいまの御質問に對しまして、郵政大臣にかわりまして、現在行つておる電波監理委員会としてお答え申し上げたいと思ひます。占領後御案内のように占領軍が日本における電波を一切監理いたしましたので、その部分々々を日本政府の要請に基いて解除されておりますが、平和条約の発効後は、全面的に日本側に電波監理の主権が移つた。それで今度駐留軍が使う電波につきましては、その個個にわたつて、目下行政協定に基く合同委員会において審議してあります。また審議の途中でありませぬので、具体的にはまだ結果が出ておらない状態でありませぬ。

○木村(榮)委員 そうしますと、今までは電波監理委員会という總理府の外局ですか、ある程度自主性を持つたものがあつてやつておつたのを、将来は行政協定の線に沿つて両方の関係者が集まつてその割当を行う、その割当を實際監督し、またこれを執行するといふことの任務は、電波監理委員会にかつて、今度内局になつた電波局がやる、こういうふうな了解してよろしいですか。

○長谷政府委員 ただいまの件は郵政大臣がおやりになるとわれ／＼は考へております。なお今御質問のうちに、両方の協定による割当というお話であります。行政協定の定めるところによつて駐留軍の使用せんとする周波数の使用権を、日本国全般あるいは國際的な観点から見ると、その使用を承認するという形でございます。両方の協定によつて使うということとはやや意味が違ふ、その点は御参考に申し上げます。

○木村(榮)委員 その割当てられまして費用ですが、それはいわゆる防衛分担金なんかによつてそれを支払われるのであるか、それとも別な方法でやるのですか。

○長谷政府委員 電波に関する周波数の使用ということと、費用ということとは全然問題が別だと思ひます。

○木村(榮)委員 そうしますと、そういったような費用の点は、あなたの方には関係がないということになるわけですね。

○長谷政府委員 お話しの通りであります。

○木村(榮)委員 今度は公社の問題ですが、これはたくさん問題があるので、簡単な点は独立採算制になつた場合の資金、これは大体どのような方法でお考えになつておるか。

○佐藤國務大臣 事業運営の資金のお

尋ねかと思ひますが、在来からいたたいております国家資金、同時に事業の収益金、さらに公社になりました場合にはあわせて民間資金の吸収、この三つでまかなつて行くことだと思ひます。

○木村(榮)委員 外資のこれに入つて来る見直しはどんなでしょうか。

○佐藤國務大臣 外資の問題については、ただいまのところ問題が具体的に進んでおりませぬ。

○木村(榮)委員 固定資産の再評価したものを見ますと、大体五百七十六億円くらいだと思ひますが、そういった再評価の方法、それから今借入金金が五百億くらいあつたように私は知つておりますが、その返済する計画、または十七億の特別償却費といつたようなものがございますが、これは一体何に使つたものか、こういった点がわかればひとつ伺ひたい。

○佐藤國務大臣 再評価の方法につきましては評価委員会等を設けて、ましては評価委員会等を経て、厳正な調査に基いて決定いたして参るわけでございます。その結果公社の基本資産というものが決定されて参りますので、また経営自体は公社法案が成立いたしますれば、その法案によつて処理して参るわけでございます。従いましてそういう際に過去の借入金金をいかに処理して行くか、一応負債の部にそれを立てて参りまして、将来の問題として経理を処理して行くと考えられておるのでございます。

○木村(榮)委員 それから駐屯軍が日本にいます関係上、電通事業のことについて相当たくさん要請があると思ひます。こういった場合、米軍の要請に應ずるような建設といつたものは、

逆な言葉で言いますと、日本の産業経路に於てはあまり必要ではない施設といつたものをやらなければならぬ結果になる。そうしたことに對しての将来の見直しあるいはほんとうの日本の産業経済のためにならないような施設をする場合にはこれは防衛分担金その他の費用の方からまわして使うのか、それとも公社自体の運営で使うのか、こういう点の見直しを承つておきたい。

○佐藤國務大臣 駐屯軍は御承知のように安全保障条約に基きまして、国内の治安を確保して参るのでございませぬ。従いまして駐屯軍の活動に便するよう協力することは当然の政府の責任であります。しかしながらこれが費用の支出等につきましては、公社が直接これを支出するのではなくて、政府予算また駐屯軍自身の負担において、これが処理されて参るのでございませぬ。

○木村(榮)委員 もう一つの問題は、日本の再軍備に伴つて今度保安庁法などが出ますが、今の警察予備隊の問題——警察電話は別に警察電話があつてやつていらつたのですか、警察予備隊の場合の電話架設といつたものは、やはり公社でこれを扱うのですか、警察予備隊の方に別なそういう組織ができるのですか。

○佐藤國務大臣 公社自身が特に設備するといふことは、ただいまのところ必要を感じておりませぬ。従いまして警察予備隊自身の予算等におきまして種々計画されるものもあるだらうと思ひます。もし計画されるものがあると思ひましたら、国内の通信網に支障を来すようなことは絶対に考へておら

ないでございます。十分調整をとつて参るわけでございます。御承知のように携帯電話等も非常な簡易なもの等は当然考へて行かなければならぬかと思ひます。

○木村(總)委員 いろ／＼聞きたいことがございますが、時間もないから簡単にいたしますが、大体公社の公債といひますか、そういうものの募集をなされる見通しはどのくらいなものでしようか。

○佐藤國務大臣 ただいまのところまだその点ははつきりいたしておりません。御承知のようにただいま公社法案を提出しておりますが、本年度の予算に関する限り、すでに御審議をいたさきまして成立いたしました電氣通信省の予算を踏襲することにいたしておりますので、ただいまお尋ねがございましたような点は、二十八年年度以降の問題になるかと思ひます。

○八木委員 午前中の質疑につきまして以上をもつて打切ります。

○八木委員 此の際お諮りいたしましたのが、農林省設置法の一部を改正する法律案について、長野県森林審議会会長、小野秀一君を参考人として招致し簡単に御意見を述べていただきたいと思ひますが御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○八木委員 異議なしと認めて、さよう決定いたしました。これより小野秀一君より御意見を承ります。小野秀一君。

○小野参考人 私は元衆議院議員、現長野県森林審議会会長小野秀一であります。今回内閣委員会に御提案になりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その一部分に

対して反対意見を述べようとするものであります。何とぞ貴重な時間を御割愛、御清聴をわすらわしいと思ひ存じます。

本案を御提案になりました理由を拝見いたしますと、「行政機構改革の一環として、食糧庁及び林野庁を内閣と、並びに農業協同組合部、統計調査部、競馬部等を廃止する等のため」といふ、ごく簡単なものでありまして、外部からうかがいますと、何も改革とことさら名づけるほどのものでないように拝察いたします。

申すまでもなく、今回のいわゆる行政改革というものは、消極的施策であつて、強い意味の整理整合であらねばならぬ、すなわち単なる機構いじりではない、もちろん積極的な整備拡充であつてもならないことを確信いたしました。かりに本法案がかくのごとく真正字義通りの改革を意味し、これを実行に移そうとするならば、国家の大局からながめまして、部分的にいかにか重大な犠牲がございまして、当該地方の国民として、たとひどんな苦痛を忍んでも、不平不満を申し述べべきでないと思存するものであります。

しかるに本法案をさしに検討いたしますと、遺憾なごらいたずらに枝葉末節に墮して、その根幹はかえつて、行政整理とは縁の遠い、むしろ逆施の行のそしりを免れない実体を持つものであるのを、はなはだ遺憾に存する次第でございます。端的に私どもが関心を持つ部分について批判いたしますと、たとえば林野庁を内閣に変更して庁とあるを局と改称し、その管下の営林局を實質上は廃止統合することなく、具体的には単に前橋営林局をばら

ばらに解体して、新たに福島営林局を創設して、宮城、福島両県をこれに所屬せしめ、群馬、栃木の両県をば、脱けがらになつた東京営林局に復活所屬せしめ、地域としては膨大になるが国有林価から言へばきわめて貧弱な新潟県をさいて長野営林局へ張りつけ、長野市へ移転せんとする申訳の弁とするといつた単なる移動変更にとどまる姑息な案で、整理改革の実体はにおいだししないで、逆に整備拡充であるように了承いたしました。

さようなものだと思ひますと、政府は行政整理を強く言うて、行政改革の名において、単に地理的配置の形式を整え、緊縮簡素化の表現を装いつたが、その実は新規の店開きによつて整備拡充を企図し、事業官庁としての本質を無視し、関係職員等の都合ががれの恣意を満足せしむべし、営林局という役所をば一般行政事務官庁扱いをして、離村的な方角へ移動しようとするはつきりした傾向が認められるのであります。

かくのごとき施策を実行に移した結果はどうなるまいか。役所の移動に及ばず、なわ張りの拡大、派閥の強化によつて、移動後は必然的に人員費の増加、従つて行政費の飛躍的な増高を来すことは、火を見るより明らかであります。一例をとつて申し上げれば、すでに再三お手元へお届けしてある数字が示すごとく、帝室御料林時代に、木曾支局で事務をとり就労していた職員が九十六人で足りたのに、同じ屋根の下で、営林局と名がついて三年もたない間に、実に二百四十三人にふえたという事実があります。一事が

万事である。役人が何と弁解しようも、機構いじりをやるたびごとに人間の数が増し、経費がかさむのはまことに雄弁なる事実であります。今次の行政改革もおおむねかくのごときものでありとすれば、これによつて得るところのものはきわめて寥々たるもので、逆にその失うところが大きいといわなければならぬのは、はなはだ遺憾でございます。しかしてこの移動変更の結果として、不当とは言えないまでも、偶然なる受入側の利得によつて、被転出地域の莫大な経済的打撃を生むという不均衡を招来するばかりでなく、地域的移動の困難なる供給就労者の失業と不安において、高給者が地域給増加の恵沢に浴するといふ反社会的な不合理きわまる現象を呈するのであります。これをなほ一歩進めて具体的に

に言いますと、長野営林局の場合においては、経営者側の幹部が無知なる職員組合に対する計画的な術策によつて、うま／＼と彼ら自身に不利なる反対の希望的決議をやらせながら、解体の前橋側に至つては、最近によくやく自分らの置き去られんとする重大な立場に立つての事実認識を深めるとともに、事態の重大性に気づき、相当やかましくなつて来たように伝承しております。昨秋群馬県においては数日間劇を買い切つて、大々的な観光宣伝をやり、伊能知事はその先頭に立つて大活動をやつておりますし、信州においても、山嶽溪谷等の天恵を利用して、厘毫の微といへども見のがすことなく、その経済取入を目ざして、戦後の復興発展に向つて血みどろの奮闘をしていることとは、各位の現認せられてはいる通りであらうと思ひます。しかるにもかかわ

らず、林野庁の高給幹部等は薄情にも、自己らの一片の御都合主義のみによつて、地方民の経済生活に大混乱を来さしめるような移動変更の機構を提案し、政府をしてこれを実行に移さしめるように指向せしめることは、私に於いては何としても納得の行きかたなることではありません。幸いにも内閣委員諸公の中には池田蔵相を初め国会幹部級中、練達堪能なる各位をもつて満たされしておりますがゆえに、この点に深き御認識と御理解とを持つていただきたいのであります。私はさきに長野営林局の移動の掛声だけでも、いかに関係地方民が大なる混乱を招いて、いかにこれに正比例していかに国家が財政的な損害を生ずべきかを、当局自体の発表した数字的根拠によつて指摘いたしておきましたから、今さらここに

くどく／＼と警告いたしませんか、かかる傾向を持統することによつて、何ほど豊富な資源を持つ特別会計でも、今日までの蓄積や林木のノミナルな値上りを食いつぶしてしまつて、結局は赤字財政に追い込まれ、ひとり受入地域側の不当なる繁榮において国家並びに既設地域に大なる不利益を生ぜしめんとすることは、特に為政者の反省を望んでやまぬ点であります。

思うに国土に対して人間の皮膚のごとき重要な役割を持つ森林は、きわめて貴重な国家成立の要素であることは、今さら喋々を要しませんがゆえに、関係官吏はあくまでもこれを大切に扱つていただかなければならぬと同時に、官吏自身は林野に奉仕する第二義的な公僕的な存在と考へていただくなければなりません。しかるに昨今の関係官吏の行動をながめ、今回の行革

七

の一環としての発意を見ると、彼らは彼ら自身の御都合主義によつてのみこの貴重な林政を左右しておるかに考えられるのであります。私は国民の一員として、当委員会におかれては国会の名において、何とぞこれらの間違つたやり方、考え方を根柢からたき直していただきたいと思ふものであります。

私をして極言させていただくなら、真の意味の行政改革を断行しようとするれば、彼らが口くせに、あまり騒ぐと廃局になるぞ、と言ふことを実現させて、この際三局や四局の整理統合を断行して、国民に範をたれていただきたいのである。さすれば、われ／＼においても胸に落ちますし、また黙々としてその施策に追随し得るのであります。さきにあらずして、すでに今日においては蛇足にひとしきり部局の廃止を挙示して、あたかも大改革でもやつたかのようなふりを装い、その反面彼らの恣意を全うせんとするのは、私どもの絶対に納得しかねるところであります。

この際福島市が郡山市によつて、長野市が松本市外南信諸郡によつて善き起された七十年来の移庁論の紛争歴史を想起するとき、これがために派生した幾多流血の惨事や騒擾事件によつていゝどられたなま／＼しき記録は、直接事件に参加した私たちよりもたれよりも、今回の営林局を奪取しようとする謀した長野市及び福島市の当局が、父祖代々身をもつてその苦難を味わい、かつ骨の髄までこたえているはずなのに、くしくも今回当該両都市の当局が連繫して被害をこうむる両者の熾烈な反対をしり目に、白昼公然その利権を

奪取しようとするその心事はたしていかん。何という思いやりのないことではないか。

しかして去る昭和二十四年、政府はこれら地方庁の事務所の移転、いわゆる移庁論によつて来る弊害と紛争とを除去するため、憲法の改正と同様な多数決をもつてせざればその実行ができないように修正立法したことは、賢明なる各位の先刻御承知の通りであります。事の大小軽重はしばらく別として、国民の福利の裏づけなき本案のごとき非民主的立法によつて、関係地方を攪乱する改憲案は、よろしく国会の権威をもつて第四款第四十六條に關する限り、これを現状維持とせられるか、または廃案とせられるか、もしくはは修正を加えられんことを切望してやまぬ次第であります。

○八木委員長 これにて小野秀一君の参考意見聴取は終了しました。午前の会議はこの程度にいたし、午後一時半まで休憩いたします。午後零時四十分休憩

午後二時三十分開議
○八木委員長 休憩前に引続き内閣委員会を再開いたします。午前中の質疑の流行として鈴木義男君に発言を許します。

○鈴木(義)委員 私は人事院總裁にお尋ねをいたしたい。御承知のように人事院は今度廃止されて總理府の外局としての人権人事委員会というものになるようであります。本来終戦後できた制度のうち、最も注目すべきまた意味のある制度は最高裁判所の創設、それから人事院、法務府というようなもの構成であつたと思ひますが、こうい

うものをみななくして行政府の一つの下部組織に編入してしまふということ、われ／＼の立場からはなほ遺憾に存じておるわけでありませう。

そこで人事院總裁としてこの改革案に對してどう御所見であるかといふことを承りたいのであります。巷間ではおそろしく人事院總裁大いに重大なる決意をしておるであらうといふことも聞かれておるのであります。が、おそろしく人事行政に對して政党的な影響を及ぼさない準裁判所的な機構として創設された非常な重大な使命を持つた存在でないかと思ふのであります。これはわれ／＼から申し上げるまでもないことではあります。政府が提出した法案は別として、この際人事院總裁の意見を聞いておくことは、後日のために大いに参考になると思ひますので、あえて御足労を煩わした次第であります。どうか御意見を承りたいと思ひます。

○法務府委員 鈴木さんからありますが、ただ人事院が廃止されて国家人事委員会になつたと仰せられました。が、なるほど法律的にはさうでございませう。しかしながらこれは實質的に改組でございまして、決して人事行政の専掌機關の廃止とはわれ／＼意識はいたしておりませぬ。名称はわかり所管が内閣から總理府へはかわりましたのでございませぬ。人事院の持つておられまする権限、所掌事項というものは、私の見るところではほとんどそのままかわつていないように思つておるのでございませぬ。従ひまして、これによつて戦後にわが国の官制を改革すべき使命を持つて生れた人事行政と

いうものが支障を来すとは、私ども当局者としては考へていないのであります。○鈴木(義)委員 それ以上やると議論になりますから、それだけ承つておきます。

○八木委員長 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○八木委員長 速記を始めてください。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 總理大臣にお尋ねしたいと思ふ点が一つあつたのですが、きようは總理大臣がお見えにならぬといふことではありますから、法務總裁に便宜伺つて、それからもう一つ法務總裁の所管のことを承りたいと思ひます。

今度法務總裁を廃して、法制局長官を内閣に移して、法務省といふものを設けて法務大臣にするという案であります。が、元來われ／＼の時代に立案した法務總裁といふものは、内閣の最高顧問として法制局長官を兼ねた地位であるわけでありませぬ。従つて各省大臣と違つた地位を持つておる、内閣直屬のものであるといふことで法務總裁といふ言葉を使つたわけでありませぬ。今度それをやめることにならうとありますが、かつて司法行政を司法大臣がつかさどつておりました当時、弊害があるといふので、司法大臣からその司法行政の監督権を奪つて、そうすると、あと残るものは檢察、檢察は檢察長が責任を持つてやるのであるから、その上に屋上屋を架する監督はいらぬ。監獄のことは監獄の長がやればよろしい。従つて司法省といふものはいらぬ。司法省廃止論といふものがず

つと前に、戦時中から私も承つておつたわけでありませぬ。そこでこの裁判所が獨立いたしました際に、司法省といふものは廃止すべきだといふ議論もあつたのであります。ここに新しい文化的な任務を持つた、そうして行政府の法律に關する最高官庁として法務總裁といふものををつくる意味があるのではないか。一方には世界の立法の趨勢を常に調査しつゝ、内閣及び各省大臣に向つて意見を提出し勸告をするといふ役割を持ち、また技術的には行政府で提出する法案等の審査をし、修正を加えるといふようなことをやる。それから最初は調査長官といふものがありまして、常に立法の趨勢、行政の各国の事情等を調査して、そうしてわが国もその進運に遅れない役割を法務總裁に勤めさせる、そういうものを持つておつたのであります。これはただちに廃止されてしまつた。そうすると、いま一つ文化的な使命として、人權擁護の局のことを法務總裁につかさんで、さうして各省大臣の御承知の通りであります。そういうものをなくして、また明治時代の――檢察は檢察長にゆだねてみだりに干渉することができないことは御承知の通り。そうすると更生保護及び戸籍等の事務だけの行政庁、昨日も公述人がこ

ういふ役所はいらないと思ふといふ御説があつたくらいであります。そういうふうにして単なる行政大臣となつて、そうして法制局長官を元の法制局長官として、しかも國務大臣にもあらざる者がこれに任ずる。純然たる官僚がその長官となつて、技術的な仕事だけやつて行く。こういうやり方は、はた

して改善でありましようか、改悪でありましようか。私はまことに惜しむべき——人事院といい、法務府といい、占領中にできた制度としては後に存置すべきもの一つであると考えられるのでありますが、逆コース時代で、すべて元にもどるといふようでありませんが、まことに残念に存じておるのであります。法務総裁は、この点に對してどういふふうにお考えになつておるのであるか。念のために承りたいのであります。

●本村國勝大臣 鈴木委員のたゞいまの御質問の要旨は、要するに法制意見局を内閣直屬にしたこと、それと人権擁護局を民事局に移したという二点であるかと考えます。もつとも鈴木委員の申されたように、司法省廃止論はずつと前からあつたのであります。われわれも在野法曹時代から、裁判所が独立した以上は、司法省というものはなくてもいいじやないかというような議論もあつたのであります。もつとも鈴木君が初めての法務総裁であつて、いわゆる内閣の法律顧問の性格を与えたということに相なつたのであります。そこで私も法務総裁としていろいろ内部の事情も調査いたしましたのであります。今次機構の改革を機会に、これを法務省にする。法制意見局を内閣直屬にする。その理由は、法制の問題といふものは、国家的に見て非常に大きいのであります。立法違憲問題その他について、これは統一的のいゆる各省にまたがつての問題であるのであります。広く各省に對して連絡調整をとる、そうしてここに統一的に法律の整備調整をはかるということが一番望ましいのであります。そういう見地か

ら、これを内閣のもとに置いて、いわゆる總理府のもとにおいて、一段とこれを強化して行く。それで意見局長官を私の考えとしてはあるいは國務大臣を充てるくらいのお考えを持つておつたのであります。いろいろの事情から、とりあえず相當の地位を高めて、全般的の法制の立案その他調整に當るといふぐあいにしたのであります。これは一法務府に置くよりか、今申し上げた通り内閣の直屬として、全般的に各省と連絡をとり、立案調整の任に當らしめるのがいいという考えのもとに、さようなことになつたわけでありま

す。人権擁護局の問題については、基本的人権を保護するというこの見地からして、われわれとしてはどこまでもこれは縮小すべきでないという意見は持つておるのであります。ただ機構の改革と同時に、これを民事局のもとに併置する。しかしながらその人員の点において、少しも現実には縮小はさせない。ことに地方の法務局において、やはり地方の人権擁護委員の協力を得ましてこれを十分推進して行くといふことを考えておるのであります。と同時に、これは鈴木君も御承知の通り、われわれは在野法曹時代において、この問題は在野として大きく活躍せしめなければならぬ。御承知の通り第一東京弁護士会においては、人権擁護委員を置きまして、これは相當の成果をあげておる。また各弁護士会においても、それにならつて人権擁護委員といふものはあるのがあります。これはなほだ見るべきものがあるのがあります。私の構想といたしましては、これはせつかく日本弁護士連合会

というものができたのであるから、この日本弁護士連合会において、將來大きくこの人権擁護の道を取上げて、民間から盛り上つた力でもつてこれをやるともらうと、同時に、政府の方における人権擁護の當局者とも手をつないでやれば、成績も相當見るべきものがあるのではなからうかと考えておるのであります。しこうして来るべき法務省において扱ふべき仕事といふものは、今鈴木委員はほとんど仕事がないじやないかというお説のようでありませんが、必ずしもそうではない。ただいま訴訟事件が全国的に見て行政事件として約四万件、普通の事件としてその半數約二万件くらいある。各省から来る訴訟事件、これもなか／＼大きな問題であります。このうちには事件としてはなほだしく金額の多大に上つておる事件がありまして、この影響するところは、國家の財政上その他から見て、容易ならぬものがあるのであります。それらの仕事は相當重大になつて來てゐる。あるいは民事局の仕事としても相當ある。検務局の方においても相當の仕事があるのであります。將來また、破壊活動防止法案が通過いたしましたら、公安調査庁といふものが外局としてできる。これらの点から見ると、やはり法務省としての仕事といふものは、相當大とは言えなくとも、事務としては少からぬものがあるものであります。この意味においては、私は従来の法務省廃止論といふものは必ずしも適切なものではない、やはり法務省としてこれらの事務を見ること

が適當であると考へておる次第であります。なお公安調査庁の問題であります

が、これは將來相當仕事かふえるのじやなからうかと私は存じております。○鈴木委員 人権擁護のことはあつて承らうと思つて留保しておいたのであります。法務総裁はわかつておられるかと思つたのであります。行政管

理庁長官、あるいはほかの人に聞いてみて、法務総裁の意味が少しもわからずに、ただ法務省にした方がいいといふように簡単に考へておられるのでありますが、法律にも書いてあります通り、「政府における法務を統轄させるため、内閣に、法務總裁を置く。法務總裁は、法律問題に關する政府の最高顧問として、内閣並びに内閣總理大臣及び各省大臣に對し、意見を述べ、又は勸告する。」これが現行法における法務總裁の地位でありまして、法制局長官の仕事が主たるものなのです。みづからその権限を放棄して、内閣から去つて各省の中に入つて行政大臣になるといふことは、法務總裁の權威のためにまことに惜しむべきであると考えられます。少しもさしつかえのないといふことであれば、やむを得ないことではあり

ません。それから人権擁護局を移して民事局の一課とするといふことは、なるほど仕事の内容は當分はそのままの形で行くといふことも、すべて今度の機構改革は人を減らさないようにしておるようでありますから、そのままの形で課に直すといふのであります。それから、それは仕事をやらなくなることは決して申しません。しかし一つの独立した局を存置することと課にしてしまふとでは雲泥の差があることは、私が申

し上げるまでもなからうと思ひます。現に弁護士連合会あるいは人権擁護委員の連合会等から、陳情及び請願を取次ぐことの御委託を受けて、私が質問に立つたのもそのためであります。人権擁護のことは民間でやるべきことである——これはもちろんである。お役所でやるべきことではない。が遺憾ながらわが國の民主主義はまだ幼稚園状態でありまして、これはどうしても政府が力を貸して、人権の蹂躪せられた場合に、これを回復するために助力を与えなければ、みづから權利のために奮闘するといふだけの勇氣を持たない國民であります。これが十年、二十年過ぎた後ならば、おそらくさしつかえなくなるだらうとわれわれも期待しておるのであります。一日も早くこ

ういふ役所がなくなることを期待する。けれども現段階では無理である。現にメデー事件にからんで、あの中にはほんとに騒ぐつもりで行つた人もありましようが、私の昔から知つてゐる人がやはり検査留置されて帰つて來ない。どうもあの男がメデーに行つてたことがふしぎなのに、つかまつたことはなおふしぎだといふことで、細君が泣いて來ましたから、調べてみたところが、この男は学校の先生で、騒ぎが起つた、何があるかといふので、あそこへ近づいたために巻き込まれて、生徒が行つておつたといふことから、他の四人の先生方とともに検査された。証拠も何もないといふことから帰されたのであるが、しかし本件がきまるまでは教壇に立つてはいけな

いといふ通知が東京都の教育長の方から参りまして、いまだに謹慎しているわけでありま

す。検事局の方でも調べておる

から、いざれ結論が出るまでは謹慎し
ておれということでもあります。思想的
には決して共產党でも何でもない、き
わめて穏健な男であります。それで学
校の先生でありますが、ただ学校に
入つておつた警察のスパイの報告によ
ると、このメーデーの前に二、三回ひそ
ひそと五、六人の教員が集まつて相談
したことがある。これが知れているた
めに、さてはということでもやられた
何で集まつてひそ／＼やつたかとい
う、実は五十万円ばかり使い込んで、
この責任を明らかにすると校長が引責
しなければならぬ、どうしたものだろ
うということでも相談をしておつた。そ
のことを言うこと結局問題が大げらにな
つて、せつ／＼と話したことが
が意味をなさなくなるから、今度も警
視庁でも検事局でもそのことは申し上
げなかつたが、それは申した方がい
でしようかと、帰つて来て私に相談す
るから、それは君、事ここに至つて
は、君は教職を停止せられ、都合によ
ると免職になるかもしれない、免職にな
つたら、われ／＼もひとつ乗り出して
大いにやつてやるつもりではあるが、
とにかく検査されたことがすでに間違
いであるのに、そこへ持つて来て、教
壇に立つてはいかぬ、教員たることも
あるいはやめなければならぬ立場に立
つたならば、そのことを明らかにする
ためには言わなければならぬ、言つた
らよからうという忠告をしてわかれた
のであります、こういうことは私は
りつばな人権蹂躪であると思う。われ
われのような個人に訴えて解決できる
人はけつ／＼であります、こういう
者を——やはり一種の無辜の民であ
る、これを救うための救済機関とし

て、人権擁護局というものが従来非常
に有益な仕事をしておつたのでありま
す。私どもはそういう意味において、
ひ人権擁護局というものは、看板だけ
でも大きく国民の前に出しておいて
らいたいと思う。使う人は決して多く
なくてよろしい。法務総裁にひとつ予
算は従来通り——従来通りでも実は足
りないので、非常に少い予算でありま
すから、むしろ課にしてみ、予算の点は
ふやすというのを言明していただき
たいと思うわけでありまして、そうし
て人権といふものはいかに尊重すべき
ものであるか——私、英国に留学し
ておつたときに、良家の子女を売春婦
と誤解して警察に留置した。わづかの
時間、たしか十時間かそこいらであつ
たと思ひます、良家の子女を誤つて
留置したといふことで、ウェストミン
スター議會の問題になつて、内務大臣
が引責辞職をしたことを拜見してあり
ます。人権といふものを重んずる、か
くのごときである。日本などではそん
なことはざらにある。毎日やつておる
が、だれ一人責任をとる者もないし、
間違えられた者は不幸だと思つてあき
らめろ式でやつている。それでは人権
といふものはいつまでたつても尊重さ
れないと思ふのであります、人権尊
重の思想を普及するだけのためにで
も、人権擁護局といふものはなかるべ
からず、かように考へるのであります
から、ぜひひとつ人権擁護局をこれ
を存置することに御賛成を願ひたい。ど
うしてもできないといふならば、せめ
てこれに対してはもつと熱を入れる、
費用をかけてこの仕事を、日本が真に
民主化するまでの間——決して永久に
とは申しませんが、十年か二十年の間、こ

の仕事は法務府または法務省の重要な
仕事として、ひとつ継続することをお
答へ願ひたいと思ふのであります。
○木村國務大臣 たいだいま鈴木委員の
人権擁護についての御意見、まことに
ごもつともであります。私は結局人権
問題といふのは二つあると思ひます。
一つは官憲が不当に人民の人権を侵す
場合、一つは普通人が普通人に対して
人権を侵す場合、これでありまして。私
は前者の問題、官憲が不当に人民の人
権を侵した場合は、これはぜひとも民間
人で組織された強力なる団体が取上げ
てやるべきものと考へております。そ
こで先刻申し上げましたように、これ
らの問題は少くとも在野法曹、ことに日
本弁護士連合会といふような強力なる
組織があるのでありますから、これら
が中心となつて、かような人権問題を
取上げてその擁護に當ることが望まし
いことであらうと考へております。現
在におきましても、弁護士会の人権擁
護委員会の人たちが相当活躍して成績
を上げておることは、鈴木君も御承知
の通りである。どうか鈴木君のような
有力な在野法曹の方が大いに活躍をし
てもらいたいと思ひます。私も在野法
曹時代には、人権擁護委員会について
相当熱を入れてやつておつた。大きな
問題については大体においてこの弁護
士会において取上げてやつておつた実
績がある。少くとも今申し上げました
官憲が不当に人民の権利を侵害する
という場合には、これは、これは官
製の委員ではない。民間人がこれ
について大いに率先してやるのが私
は最も望ましい、こう考へております。
現在の、法務府の人権擁護局でやつて
おるの、これは鈴木君も御承知の通
り大体普及宣伝でありまして、実際に

やつておるのは、地方の人権擁護委
員、これが実によく活躍してくれてお
ります。中央においてやつておるのは
大体において普及宣伝——これもけつ
／＼なことであります。普及宣伝もや
らなければならぬ、これもけつ／＼な
ことであります。実際にやつてやる
のは地方の人権擁護委員、これが活躍
しております。しかし両々相まつて、
人権の擁護に邁進する、これをやらな
ければならぬことは申すまでもないこ
とであります。そこで、機構改革の結
果、これが課となりまして、先刻申
し上げましたように、実際面において
不都合のないように私はやつて行きた
い、従来よりも一層この点について熱
を入れて、実績の上るように行き
たいといふことは、鈴木君とまつたく
同感であります。たとい課となりまし
ても、でき得る限りの方法をもちまし
て、ます／＼実績の上るよう努力を
して行きたいつもりであります。
○鈴木(議)委員 いろいろありますけ
れども、忙しいようですから、これで
終ります。
○八木委員長 西村榮一君。
○西村(議)委員 委員長にお尋ねしま
すが、大蔵大臣は見えますか。
○八木委員長 今交渉を続けておりま
す。この席へは理財局長と外為委員長
が見えています。
○西村(議)委員 いつ時分見えますか。
○八木委員長 確かめまします。
○西村(議)委員 私は大蔵大臣が見え
たら、大蔵大臣と外為委員長との御所
見を承りたいと思ひますが、せつ／＼と
委員長のごあつせんでありますから、
理財局長にお伺ひいたします。
今回の大蔵省の一部改正案で外為委
員会が廃止されるのであります、こ

れは何が従来、外為委員会それ自身を
存続する上において、運用上支障があ
つたのでありましようか、この廃止の
理由を承つておきたいと思ひます。
○石田政府委員 今回の改正は全般の
行政機構の改革と関連いたしまして、
大体いわゆる行政委員会的なものと申
しますか、そういうふうなものを廃止
するといふところの一環として考へら
れておるよう承知いたしております。
なお外為委員会を廃止いたします
の特別の理由といたしましては、外貨
に関する機能を簡素化して大蔵省に統
合する、こういうことに承知いたして
おります。
○西村(議)委員 そうすると大蔵省の
為替局の中で為替事務を取扱う、こ
ういふことであらうか。
○石田政府委員 そういふふうにご承
知いたしております。
○西村(議)委員 そうすると、従来外
為委員会はいろいろ仕事をやつておつ
たのでしうか、私はあまりよく知ら
ないので教えてもらいたい。大蔵省か
らごらんになつて——外為委員長には
あとで聞きます。
○石田政府委員 これは現在外国為替
管理委員会の設置法の上に書いてござ
います。大体のことを申し上げますと、外
貨の管理、運用、これが一つの大きな
仕事であるかと思ひます。それから外
國為替の關係につきましましては、外國為
替の取引と、これに関連する外國貿易
取引との手続について、調整を行うと
いうことがあります。それから御承知
の通り、外國為替特別会計というも
のが現在あるわけでありまして。この運
営の任に當る、これがうたつてござい
ます。それからまた、外國為替予算と

す。しかし話合いがつかない部分は実行しない部分もあるわけでありまして、この話合いがつかないものについて、それがどちらの考え方が正しく、どちらの考えが間違っているかという点になりまして、非常にたくさんなケースをあげまして、一々これは議論しなければならぬことに相なりますので、その点は避けておきたい。私は事務当局といたしまして、機構の範囲内においては、交際がないようなくあいにできるだけ努力して来たつもりであります。要するに、お互いのしり合うというようなことでなしに済まして来たと思つておるのであります。問題は、そういう運営の問題ではなくして、機構の問題であります。従つてその問題におきましては簡素な方が望ましい、かように考えております。

○西村(榮)委員 簡素化というよりも、むしろ重点は、大蔵省の思うように行かないというところに重点があるのじやないか。私はあなたと論争しようと思わないが、これは考え方の違いなので、その大蔵省の思う通りにしたいという考え方は、現行憲法の民主主義の基礎に基づく三権分立というものの精神を、あなたはき違えているのではないか。今の大蔵官僚は、これはやはり各行政部門は、権力の偏重というものを選んで、お互いに均衡のとれた権力の上に立つて、それを調整して行くのを、大蔵省の思う通りに何でもして行こうというのなら、これは大蔵省の独裁政治だ。いわゆる日本の通貨の面から来る独裁政治ということになる。思う通りに行かないのがあたりまえだ。それを調整して行く。調整しつ

誤りのない、より高い段階に国策をひつづつて行くということになる。あなたの言われるのは、簡素化ということについての具体的な御説明はない。ただ問題は、大蔵省の思うように行かない。大蔵省の思うように行かないというのには、一体何を意味するのか、私も理解できない。それは大蔵省の独裁政治です。それ以外に御説明するところがありますか。

○石田政府委員 大蔵省の独裁政治ではないかというお話ですが、その場合に、大蔵省のやるか何であるかという問題になるかと思つておられます。通貨、金融、この問題は、大蔵省の独裁政治と言つて非常に語弊があるかも知れませんが、しかし内閣の中におきましては、大蔵省が主管しておるわけでございます。為替の問題は、これは通貨、金融の問題と一体をなすべきものであるとわれわれは考えておるのであります。従いまして、この行政機構の範囲内におきまして、大蔵省が通貨、為替、金融の問題を主管するということ、しかしその通貨、為替、金融の問題は、貿易以外のいろいろな行政面とも関連するわけであります。そういうような面におきましていろいろの考え方の違いがある、こういうことは私は想像できると思つておられますが、大蔵省が通貨、為替を主管するから、これは独裁経済であるというふうな御意見には、私ちよつと御賛成申し上げかねる次第でございます。

○西村(榮)委員 私の言うのは、通貨、為替を大蔵省が所管されるから独裁政治だということではない。あなたのおつしやるように、大蔵省の思う通りに行かない、だから廃止するのだという考え方が、少し大蔵省の官僚は思いつているのではないが、これは専門家であるあなたの方に言う必要はないのであるが、近世の金融組織というものは、これは通貨と為替業務というものを時の政治から独立せしめておる。しからは当然通貨の問題についての所管はあなたの方であるかしらぬが、しかし今日の日本銀行の形態というものは、形式的には大蔵省から独立している。そして時の内閣に左右されずして、独自の金融政策をやつて行く。政治に拘束を受けないということに、近代金融組織の性格があるのではないかと、そういうようなことを考えて来るかと、通貨と為替などということも、おのずと政治の圏外に置くべきであると思つておられる。だから私のあなたに言わんとするところは、通貨と為替を握るから独裁政治だと言つておられる。大蔵省が何でも思う通りに行かないから、これはその簡素化の名によつて所管を握るのだという考え方が、私は少しだけ独裁というよりは、まさか大蔵官僚が独裁しようとは思いませんが、少し思いつた考え方はないか。そのほかに私どもを首肯せしむる理由があれば承りたい。こういうことなんですか。

○石田政府委員 大分思いつているのではないかというお話でございますが、私たちは別に思いつてどうこうというふうには考えておらないつもりでございます。それから、要するに通貨、為替の問題でございますが、通貨、為替というものは政治から独立したものである、中立性を保たなければならぬ、だから別にやらなければならぬというふうな御意見のように拝承

し、それがまた文明の進むべき道であるというぐあいに拝承いたしましたのであります。しかし通貨とか為替とかいふような問題は、これは重要な経済政策であるとは私には考へるのであります。そういうものは内閣から離れておるといふふうなことはおかし。やはり内閣というものは、それに対して責任を持つてやるべきものではないかと考へるのであります。そこで今具体的な問題になりまして機構の問題は、要するに責任のあるところの主管大臣がそれを所管するか、それとも別に中立的なところの機関を置いて、そしてそれをチェック・アンド・バランスで行くか、こういう問題であらうと思つておられます。私はそういう特別の中立的な機関を置かねばならぬ必要は必ずしもない、かように考へておるのであります。それからまたその中立的な機関というものが、国のいわゆるそのときの政策と違つたことをやつて行くという点では、これは国の経済というものがうまく行かないであらうと考へておる次第でございます。

○西村(榮)委員 石田さんの言われることであれば、これはひとつ中央銀行としての日本銀行の存在を廃止して行かなければならぬということになるが、それでいいですか。全部大蔵省が握らなければならぬということになると、中央銀行が形式的でも独立している機構を持つ必要はなくなつて来る。それでいいのですか。

○石田政府委員 これはそういうふうな意味では私は申し上げておらぬつもりであります。要するに、何と申しますか、日本銀行というものは、中央銀行として発券業務をやつておるわけ

あります。為替委員会というものが銀行であるというのであります。ならば、それもなくなつてしまつて、大蔵省が何でもかつてなことをやつていい、こういうことになるのであります。私たちは、むしろ中央銀行として、国内金融のみならず、国際金融についても、日本銀行がそこにあつて、そうして両方あわせ見て、金融政策を行つて行くというのが、正しい姿ではないだろうか、かように考へるのであります。それと大蔵省との関係をどうするかという問題であるのであります。私は日本銀行をなくしてしまふとは言つておりません。私はむしろ外国為替管理委員会の現在やつておられますの非常に大きな部分、これは日本銀行が中央銀行として対外金融と対内金融とあわせて一元的に考へて行く。それからまたその専門的な知識というものを利用して行く、これがほんとうの姿ではないか、かように考へておる次第であります。

○西村(榮)委員 これはイデオロギーになりますから私は省略しますが、しかし大蔵省が何でもかんでも一貫作業を通貨においてやつて行かなければならぬということであつたら、結局日本銀行は大蔵省発券局に解消して、独立の機能というものを解消してしまふ、これが一番簡素化だと私は思つておられます。あなたと議論しようとは思わぬが、しからば具体的に言へば、外為委員会を廃止して、大蔵省に為替局を置くという点であれば、それは技術的にうまく行きますか。

○石田政府委員 私は技術的に何らむずかしいところはないというふうな考へております。日本銀行におきまして

す。従来の外為委員会は、大蔵省とす。まう行かなかつたような実例があるかどうか。同時に外為委員会が設立されたる当初の経緯、並びにその後において日本の貿易振興のために外為委員会はいかなる方向をとつて来られたか。いかなる功績をとつて、あるいは欠点を持つて来たかというふうな諸点について、先ほどの大蔵当局の御答弁とあなとの御答弁とが一致していればよいが、違つておるならば、その点をひとつ御説明を願いたい。

○木内政府委員 第一点の大蔵省の思ふようにならなかつた、これは心の中心の問題でありますから、いかなる点において思ふようにならなかつたかはお尋ねしますが、私はすでに他の席において御説明いたしました通り、現機構というものは、仕事をわけ合つてチエック・アンド・バランスということを一つの原則と考へてきていた機構でありますから、思ふようにならなかつたと思ひになるケースがあつたはずなのであつて、たしかにそうだろうと思ひます。しかしそれが、チエック・アンド・バランスということの方がいいならば、その方が国家のためであつたと言へるケースもあつたのではないかと思ひます。これは一々それがどつちがよかつたかといふことは、まだ判定のできない問題もありません。あるいは見るところによつて違ふので、ここで実例をあげて、この場合は大蔵省の意向にかかわらず外為の意向の通りにしたのだが、確かにそれはよかつたんだといふことを説明しよとおしやつてもちよつと思ひつぎません。とにかくそれは確かにチエック・アンド・バランスを基礎

に置いているのですから、必ずしも思ふようにならなかつたものではなからぬかと思ひます。そこでそのよしあしは別論といたしまして、それが国策遂行に非常な害があつた。それでは大蔵大臣として責任がとれないといつたような大きな問題に対して、そういう対立があつたために、大蔵大臣が責任をとれないような思ひをなすつたといふことは、私はないと思ひます。少くとも現在はないと思ひます。私どもにもまかせられておる部分といふものは、大蔵大臣の御意向に反してでも私どもの主張しなければならぬといふ部分は二つあるのであります。一つは技術の面です。純然たる技術に関することは私どもにもまかせられておるので、御相談いたしますが、われわれの専管事項であるために、こと金に關しますけれども、私どもの意見に従つたといふことはあります。これはしかし技術の面でありまゝから、それがために大蔵大臣として責任がとりになれぬといふことは生じなかつたと思ひます。もう一つわれわれの主張を必ずしも譲つてはならない部分があるかと思ひます。それは国際信用に關するやうな場合であります。国際信用の大本に關するやうな場合に、たとえば外貨予算といふものの使ひ方が非常に乱暴である。これではいけないといつたやうな場合には、私どもは外人の言葉でお前たちは外貨予算のウオツチドツグである、番犬であるといふことをしきりに、法律をつくりましたころに言つたのであります。外貨予算の使ひ方がたとえ非常に乱暴であつて、外貨がどん／＼減る。しかし国内

のときに、あまりひどかつたならば、ノーといわなければならぬことになつておるのであります。今まで意見の相違を来たしたことはございません。従つてそういう問題について私どもは意見の衝突を来たしたことはないのです。その他私どもは一般的に全体の総合調整といふやうな役割を持つておるから、いわば何事でも多少の口は出すといふことがあり、このために御意見に一致しなかつたことはあるかと思ひます。が、その多くのものは、私どもは法的にいへば勧告権、勧告をなすことを得た立場においておるのだから、従ひましてその勧告をお取上げにならなくても、私どもは別に争わないうのです。ですから申し上げたことをおとりにならない、これは政治問題である。大蔵大臣の政治責任、通産大臣の政治責任であると思ふ場合には、私どもは一応意見を申すだけで、それなりにおつておる。別に困りになつたことではないと思ひます。これが大体最初に言われました点に対するお答えであります。

次にこの成立の経緯を振り返つてみてどうかとお話ですが、私どもは最近非常に事がスムーズに行つたやうになつたので喜んでおります。実は最初この委員会がつけられましたときから、大蔵大臣のお考えはすでに予算委員会においても申され、あるいは今の局長の御答弁にもはつきり出ておりますが、通貨、為替の事柄といふものは大蔵省の専管事項であるから、これに対して技術面であれ何であれ、自分の思ふ通りにならぬ機構があるのはいけないといふのが、大蔵省の一

貫した御精神であるかと思ひます。これも一つの見方であつて、大いに敬意を表すべきかと思ひますが、すでに、われわれの委員会ができました以上は、その精神とは物の見方が衝突しておる。従ひましてこの経過を振り返つて見ますと、私どもは今の機構に対する真の精神的御理解がなかつたために、そのためにこそ何となく常にどこかに衝突があるやうな気分をさせられて参りました。これは法律立法の上にも多少出ておる。その後の運営の上にも出ておる。大体一言にして言へば、そういう経過を示して来たのであります。従ひまして現制度が所期した真の効果というものは、遺憾ながら十分に発揮できなかったといふ感想を持つております。もし現機構に化体されておるやうな精神といふものが、真に日本政府の全面養成を得て、そのやうに運営されたならば、さだめしよかつたであらうといふまでに残念に思ひますが、これは過去のことであります。振り返つてみてどうかといふことは、はなはだ抽象的な言ひまわしをいたしました。一応これをもつてお答えいたします。

どういふことをして来たかという御質問に対しては、ずいぶん働いて来たつもりであります。あまり大したことはできなくて、はなはだ恐縮であります。まず第一の目は、大体立法に費されておる。最初は私どももまた官貿易という言葉があらまが、まるで言ひで管理の仕事を託されたやうな感じでありました。つまり日本が隔絶している間に世界は非常に進歩したのでありまして、実は新しい為替管理のイデオロギはどうかであり、手段はど

うであるといふやうなことを知らないで携つて来たのが最初でありまして、戸惑つたやうな期間もございまして、これは法律をつくらうといふことになつて、法律の作成にかかりましたのが三年前の夏であります。それから具体案に入りまして、十月の初めです。国際通貨基金から司令部の招待いたしました二人の人の指導を受けながらつくつたのが、今の外国為替及び貿易管理法であります。ところがそれは十二月一日から輸出が民間の手に移つて、続いて翌年の一月一日から民間貿易へ移りましたが、その辺までようやく期限に間に合せて手続、法律に基く政令、規則といふものを出して進んだのであります。それから残りました通常貿易外と称せられておる部分であります。その部分の政令をつくりまして半年を要してようやく最後の部分が、第三の部分を実施になりました。それが七月一日だつたと思ひます。でありましたから出発のときから見れば満一年以上を費してようやく立法体制ができたといふことであります。

次いで外貨の管理を司令部から引継ぎ、それに対しては外貨の管理といふものは単に金の出納をしていゝのではないのであつて、それを利用して外国の銀行に日本の貿易の金融と申しますか、貿易の取扱いの片棒をかつく、例の新聞によく出ましたコルレス契約といふやうに表現されておる。あれであります。そういうとりきめ、先方の銀行との間にとりきめをつくらう、なるべく有利な条件で貿易を仕向けて行く、これが外貨管理の一部の仕事であります。そういうのをだん／＼つく

うであるといふやうなことを知らないで携つて来たのが最初でありまして、戸惑つたやうな期間もございまして、これは法律をつくらうといふことになつて、法律の作成にかかりましたのが三年前の夏であります。それから具体案に入りまして、十月の初めです。国際通貨基金から司令部の招待いたしました二人の人の指導を受けながらつくつたのが、今の外国為替及び貿易管理法であります。ところがそれは十二月一日から輸出が民間の手に移つて、続いて翌年の一月一日から民間貿易へ移りましたが、その辺までようやく期限に間に合せて手続、法律に基く政令、規則といふものを出して進んだのであります。それから残りました通常貿易外と称せられておる部分であります。その部分の政令をつくりまして半年を要してようやく最後の部分が、第三の部分を実施になりました。それが七月一日だつたと思ひます。でありましたから出発のときから見れば満一年以上を費してようやく立法体制ができたといふことであります。

つて行くというような仕事に入つてや
つたわけでありませう。爾来完全に外貨
の管理が移りましたのは昨年の十月で
ありました。それからまた私ちようど
世界一周の旅に出かけて帰つたのが
十月末であります。爾来今年にな
つてから何をしたらか。ようやく運営ら
しい運営に入つたのであります。例
のポンド問題その他が起りま
して多くの時間を費されまして、目立
つたものはほとんど何もありません
が、しかし昨年外貨管理が完全に移つ
てからあとは次第にスムーズになつて
来て、どうやら今の為替管理も板につ
いて来たのではないかと。先ほど申しま
した通り根本に対して大蔵省の御賛成
をどうも得ておらぬというために十分
だという印象は与へませんが、かなり
うまく動き出したというのが最後のス
テージであります。

最後に大蔵省に移つてうまく行
くかどうかという御質問であります
が、これはどうも私も専門家という
ことになつておりますが、われわれな
らうまく行くがそうでなければうま
く行かないということをおつしや
るようになって、はなはだ言ひに
くいのですが、私どもの体験を申しま
すと、私は正金銀行に二十年おりました
と、ドイツ為替管理法のもとで働いた
ことがありますし、もちろん日本の為
替管理法のもとで働いておりました。
支那等にも参りましたからいぶん例
外的な事象にも面したのであります
が、要するに一生を正金銀行で過して
来たのであります。他の委員の方、大
久保委員は何年日本銀行におられま
したかはつきり存じませんが、やはり二
十年近いものを日本銀行にお暮らしに

り、海外への御経験もありません。もう
一人の委員の方はやはり正金銀行で私
と同様であります。ほば私と同じ二
十年の正金生活。第四番目の委員の方
は、これは三菱商事であります。こ
れにもおそろく二十年くらいおられた
と思ひます。大体において為替銀行出
身二名、商事会社一名、中央銀行一名
というのが現在の構成であります。そ
ういふ二十年近くの間、ゆるゆる年
期に入れた人間であります。この仕事も草
創時代であつたせいもありました。後
が、私どもはうまいぶん働かされた。徹
夜作業をしたこともありまして、ほと
んど全身全力を費して来たつもりであ
ります。しかも顧みまされて必ずしも仕
事は満足に行つてゐると思ひません。

言ひかえてみますとこの為替管理とい
う仕事は実にむずかしい仕事である
といふのが私の印象であります。日本銀
行に大部分のものをまかせたからとい
うお話をありますが、日本銀行の方は私
どももいぶん仕事をお頼みしておいま
す。その結果としまして最近のことは
よく御存じであります。のみならず非
常に大きな人数を動員して下さいま
して熱心に執務して下さいます。か
ら、うまいぶん戦後の新しいやり方につ
いて認識も深まつたり、いわば実力を
深めて下さつたのであらうと思ひま
す。しかしながら日本銀行におまかせ
しておられますことは、許可事務の窓口
と金を預かるブッキングの簡単な、銀
行同士の手続をさせるという程度であ
りまして、為替管理のほんとうのむず
かしい、私どもが真に頭を悩ます点に
ついては御相談はしておりますが、ほ
んとうに責任を持つておまかせした部
分はありません。その点については遺

憾ながら十分なる御経験を得られた方
が日本銀行の中に相当できて来たとい
う段階にはまだ少し及ばないのだと思
ひます。これが大体事務能力というも
のに関する説明であります。

な為替事務というものは非常に末
節的なものであります。この末節的
なところに非常に重要性がある。先ほ
ど審議会というもので、重要事項は
それでございませうが、もちろん非常
に必要にしてけつこうなことでありま
す。為替管理がうましく行くか行かぬか
は実に言うに言われぬ微妙なところ
にある。たとえば一例を申し上げま
す。外貨予算制度というものは、民間貿易
というものが発足して自動承認制
というものが非常に大きく言われてい
る。自動承認制でどんな物を買ひつ
けて大失敗をしたような経験をしまし
た。あの中に自動承認制でもつて外貨
の許可を得た、現在外貨を使う権利を
獲得した、だがどの商品についてど
れだけの外貨をすてに許可を握つたか
というのを今時々出している。従い
まして人様がどれだけ、AならAの商
品をすてに買ひつけることになつたか
というのを業界の方が知ることがで
きる。その結果としてあまり行き過ぎ
は起らないはずである。その数字をも
つと早く出せばよかつたが、初めのう
ちは出さなかつた。出さなかつたが、業
界の方は無知であつて、まだだれも買
つていないかと思つて買付を急いでお
つたということもありませんが、これは
その数字を出す出さぬというごく小
なことではあります。私どもも専門家
もつて任じながらそれに気がつくこと
がおそくて、あのような大事件がその

ような小さなことにひつかかつてい
るのであります。いわゆる重要事項
で、審議会でも相談になるような点
が、為替管理の真に重要なものではな
いかと私は考へております。

○西村(衆)委員 もう一点お尋ねした
いのですが、今あなたの説明の中に国
際通貨基金の委員会の指導によつてこ
の外為委員会がある程度までサセスチ
ヨンによつてできたというお話であり
ました。そこで私はそれと関連してお
尋ねしたいのであります。日本が国
際金融機関に参加するに際してこの外
國為替の問題はかのごとき機構にお
いて、かのごとき運営をしてい
るという条件を提示して了解を求め
たいという事実はありませんか。
あるいはそれと類似の事実はありませ
んか。たとえこれと外國から見
て、日本の通貨操作に対する信頼性、信
性を獲得するために外為委員会とい
うものを設けて、こういうものをやつ
ている。それに基づいて、それならば
いふので安心して一つのものがとりま
とめられたという事実はござい
ませんか。

○木内政府委員 国際通貨基金加入の
問題は、為替管理委員会には扱ひませ
ん。これは大蔵省でお扱ひになつたの
であります。むしろ大蔵省の方から聞
いていただきたいと思ひます。

○石田政府委員 国際通貨基金につき
ましては現在の段階におきましては各
國別割当と申しますか、日本に対しま
するところの割当、それから出資金の
問題、これにつきまして大体どうい
うことであるならば加入を認めるとい
うものが向うから参りまして、それに対
しましてこちらの方からそれではそれ

で加入したいという申入れをいた
します。と同時に今衆議院におきまし
てその協定加入の承認を国会からいた
だきます問題と、それから出資に伴
います関係の規制にかつておる次第
を出して、目下審議会にかつておる
のであります。なお先ほど委員長がお話
になりました外為及び外貨貿易管
理法については、これは国際通貨基金
から人が来て、その相談をしてつくる
ということに關連いたしまして、外
國為替管理委員会との關係において何
かありはせぬかという御質問だと思
ひますが、この点につきましては、私
たちはかように考へておるわけであり
ます。第一点といたしましては、国際
通貨基金に加入いたします場合に、国際
通貨基金が重点をいたしておられます
ところは、日本がどういふ外為為替の
管理をやつておつたかということであ
ります。その実体は外為管理法及び外
貨貿易管理法に規定されておるのであ
ります。これは国際通貨基金の人が来て
つたことであり、それからそれがどう
なつておるかという認識をいたして
おつた。これは向うに報告をいたして
おりますので、その關係からいたしま
して、国際通貨基金加入に支障を来す
とは考へておりませぬ。ただその外
貨貿易管理法を運営するものがだれ
であるか、その部分々々について、所
管大臣がだれであるか、所管するもの
は何であるかというに關連いたして、
それが外為為替管理委員会であつた
ならば加入を承認するとか、これが大
蔵省にかわるならば承認しないとい
うような問題はないものと思ひま
す。

○西村(衆)委員 それでは議論は別と

して、通貨基金の委員会の使節が外国から来たときに、日本の外国為替基金の管理は、こういうふうにしていくという報告はあつたわけですね。

○石田政府委員 通貨基金につきましては、出資及び払込み、これがきまつて、その払込みが終りましたから協定に加入いたします。それからあと国際通貨基金の資力を利用すると申しますか、要するに日本で外貨が買えないから、円を出してドルとか何かを買って、こういう操作を国際通貨基金との間にいたします。その前の段階といはして、平価をきめるとかあるいは為替管理について異存がある、そういうことが問題になつて来るわけであり

ます。今の段階におきましては、まだ出資及び制当の問題については、国内法的措置がきまつておらぬのでありまして、また実際に協定に参与いたしておらぬわけでありまして、従いまして今御指摘のような点は、今後起つて来る問題だと考えております。

○西村(榮)委員 おそらく国際金融機関においても、その外国為替の管理者が、外為委員会であるか、大蔵大臣であるかということについてのさしずがましいことは、当時も避けたであらうし、また今後は絶対に法律上できないはず、また政治的にもできないはず、しかしながら、少くとも日本が金融の面においてアメリカの信頼を獲得する上において、この外為委員会の制度と運営の仕方が、設立当初の経緯にかんがみて重要な比重を占めておつたんでないかと思つたのですが、こういう点の懸念はありませんか。

○石田政府委員 私、実はあの法律ができました時分には、その所管の御に

當つておりませんでした。ただ何と申しますか、たま／＼前にそれをやつておつたというこのゆえをもちまして呼出しを受けて、向うから意見を聞かれたことがございます。そのときに個人といたしましては、申し上げたことがございます。そのときの問題は、要するに日本の為替や貿易の管理をどうして行くかということについては、非常に耳を傾けてくださいました。しかしどが所掌するかという問題につきましては、向うは、ある意味から申しますと迷惑であるという印象を私は受けたのであります。

○西村(榮)委員 迷惑というのは……。○石田政府委員 そういふことは日本政府がきめるべき問題であつて、われわれのところへそういうことを相談して、こつちがいとか、あつちがいとかいふふうなことを言うのは迷惑であるといふような感じじゃなかつたかと思つております。

それから国際通貨基金に入つておる国につきましては、これはイギリスを見ましても、今度改正の結果なりますような形において運営されておるのでありまして、国際通貨基金が外国為替委員会となければいかなんというふうなことは毛頭考えない。むしろ向うから見ますと、ある部面におきましては、よその国のことはわかりにくいので、外国為替管理委員会の性格は何であるかといふふうなことを私たちがいたしまして説明いたしました。納得するようにある努力を費したというふうなこともあるくらいであります。

○西村(榮)委員 最後に外為委員長にお聞きしたいのですが、外為委員会が

当初設立されたる経緯にかんがみ、かつまた将来日本の経済提携の問題あるいは今自由党が非常に努力をされておる外資導入の問題、それから来るアメリカの金融機関の日本に対する考え方、ないしはアメリカの財務当局の日本の通貨操作に対する信憑性の問題という点を考えてみて、私は将来のその影響力の問題、もつと具体的にいえば、なるほど今大蔵当局が御説明なすつたように、国際金融機関に参加するには、この外為委員会の存在は直接の条件にはならなかつたでしょう。けれども外為委員会が設立して以来、しかもその強力なる意思によつて生れ、しかもそれがとにかく無難に行つておつて、これ以上基礎的条件にはならなかつたが、政治的観点から見るとある程度まで国際金融機関への参加に対するアメリカのあつせんに對して積極性をとらしたと私は思つております。これらの点について、今大蔵当局は何も関係しなかつたといふふうなお話であつたが、それらの関連の問題、それから将来の国際金融に對する日本の信頼性の問題の二点、同時に、先ほど大蔵当局が御説明になつたように、これは、複雑なるかような機構を廃止して簡素化をやるんだといふお話であります。しからば外為委員会の存在はしなくさうに事務的にも政治的にも複雑をきわめて日本の国政上大なる不利益を招来してゐるのかどうか。私の言うのは、将来日米両国間においては、政治的にはいゝる折衝しなければならぬ問題が、日本の国家並びに民族の立場からありますけれども、通貨並びに金融の問

題につきましては、緊密なる連繫をとつて行かなければならぬんじゃないか、さうなときに、単なる行政上の簡素化という利益をねらつて、失う面は一体どこにあるか、その点について率直にひとつ御意見を承つておきたい。

○木内政府委員 たいへんむずかしい御質問で、多くのことを申し上げます。私の結論を明らかにすることができないかもしれませんが、結論だけを先に申しますと、私は今度の廃止案は日本のためにならぬと信じておるのであります。それは予算委員会でも申し上げましたが、現在の機構に化体されておる諸原則は、国際通貨基金のみならず、近ごろの国際社会において一般に認められてしまつた原則である。その原則を捨ててしまつたといふことは非常に惜しい。のみならず、その原則を捨てるに、今まであたかも占領下にはやむを得ず従つて来たのだが、占領終りもやらざるにたくしてしまつたといふことは、はなはだ印象が悪い。これは日本として惜しむべき行為ではないかと私は考えます。なお私非常に遺憾に思

いますことは、なぜこれをやめるのかということは、簡素化、責任の所在の明確化という、いわば二つの抽象的なことであります。それだけの理由しか提示がなくて、国際社会においてなるほどさうか、日本という国ではこういう機構ではよく行かないのだといふことが納得の行くような、また新しい機構ならばよく行くであろうと思われような説明がまずなされて、しかる後にこれが廃止となるというのでしたら、非常によかつたと思つたのです。そういう順序もふまけていないとい

ような点についても、はなはだ遺憾だと思つた。いずれにしても、たゞさういふ申し上げなければならぬのです。が、きりがありせんから、結論だけを申し上げさせていただきます。

それから次に第二点は、国際通貨基金の加入の点で御質問であります。私は先ほど申しました通り、加入問題の直接の当事者ではございません。ただ私の知つておりますことは、機構というものは国によつて違ふのだ、機構をだれがやるとか、どういふ政府機関があるとかないとか、その権限の分界はどうだといふようなことは別に問われないので、ただ中にある精神が尊いのだ。なかつた彼は、貿易及び為替の一体的管理といふことが非常に大事なのだ。こちらへ来られた二人の方が、新しい機構に對して特にこういうのがいいのだといわれた記憶は私がございます。しかしながら、こういうふうなものをつくるのだといふことは、あらかじめ司令部の係官二名が向うへ行きて、九月の初めだつたと思つたが、国際基金にも持つて行つて相談したとき、そういうプリンシプルは非常にいいと言われたことがあるのでござい

ます。彼は帰つて来て私と一緒にさういふ十二、三箇条の簡素書であります。インシュアランスをクリエートしたといつて喜んでくれたことがありますが、従つて私はこういう行き方というもの、彼らの賛成を得るものと思つてゐるのです。今度の加入問題は、別に直接には関係はないと思つたが、しかしながら、加入するについては、日本はどういふ為替管理を、どうい

ふ

機構でやつているということは、たしか大蔵省から御説明になつたはずであると思う。それを説明して、いよいよ加入の段取りになる直前において機構を根本的にかえてしまふというならば、今度はかわるのだということをお説明になつたかどうか、あるいは御説明になる方があたりまえではないかというだけ、私はただ漠然と感じている問題ではございませんから、よく存じませんが、そういうふうに思いません。

第三点の国際信用は、最初お答えいたしました通り朝令暮改、はなはだ悪いのであります。信用というものは、一つの機構が相当続いて、ことに人間同士のつながりもできて来て、初めて信用がつくのであります。それを今までつつかく築いて来て、かなり信用もできたと思ふ際にかえてしまふということは、私は非常に惜しいと思ふます。

〔委員長退席、江花委員長代理着席〕

○西村(榮)委員 それでは一応これで質問を打ち切りますが、私はここに委員長に対して動議を提出いたします。というのは、大蔵当局並びに外為当局、すなわち政府内部において本問題についての意見が根本的に違つておるのであります。従つて、政府内部における意見の根本的食違ひをそのまま伏せておいて本案を審議して行くわけに参りません。これを廃止するならば廃止するといふように、まず第一に政府部内の意見の統一と同時に、これは国家内外が納得する理由を打出しておかなければならぬのであつて、単に複雑を

簡素化し、同時に通貨政策の一貫作業を大蔵省がやりたいということだけでは世人は納得いたしません。現下日本としては、今回の日米行政協定その他によつて、政治的に多くの改正をせねばならぬ問題がたくさんあるにかかわらず、それに触れずして、今朝問題になつた安定本部の廃止あるいは外為委員会の廃止——私は、六年の間のこと關つて来たかという、共産党の独裁化、暴動化に向つて關つては来たが、同時にアメリカの日本併呑化、植民地化、隷屬化と關つて来たつもりであります。けれども今權力が日本から去つたときに、私は、權力の地位から去つたかつての権力者に対して、つばきを吐きかけることは日本国民の道徳性に反すると思ふ。従つて、さような見地から見ますならば、大きな問題をおいて、枝葉末節の機構いじりによつて面従腹背しておつた者が態度をがらりとかえるといふような機構の取扱い方は、日本政府並びに日本国民の道徳性からいつてもはなはだ遺憾であると思ふ。従つて、本問題は粗漏ではないのだということをお家内外に得心せしめ、同時にそれを予算技術その他の点からも得心せしめる説明がなければならぬのであります。本日は不幸にして大蔵大臣がお見えになつておりません。そこで私は、以上の政府部内における意見の根本的食違ひをそのまま伏せて本案の審議を継続することではできないのであります。もう一べん大蔵大臣と外為委員長と両者の意見を政府部内において調整されるか、あるいはここに於いて両者の意見を詳細に承

る機会をつくりつていただくよう委員長においておとりはからいを願ひ、その上で審議を進めたい。私の質問はこれは前座でありまして、これから始まる。この点お含み置きの上、その問題についてきよは序論だけで終ることにしたいと思ひます。

○江花委員長代理 ただいまの西村委員の御意見は、委員長において御趣旨に沿うよう本委員会においてとりはからうことにいたします。

○西村(榮)委員 それでは今度は通産省にお尋ねします。中小企業庁を廃止してこれを通産省の内局にせられる、こういうのであります。ごく簡単に、よろしいから中小企業庁の廃止の理由について、何がゆゑに廃止しなければならぬかということをお承知したい。

○本間政府委員 御承知のように、今度の政府の行政機構の改革にあたりまして、いろいろ通産省と政府の間において折衝をいたしておつたわけでありまして、中小企業庁は内局にするというふうな最終的に決定になりましたので、通産省といたしましては、中小企業の問題は御承知のように大事でございますから、新しい機構になりましたも、機構の上からいろいろマイナスのできませんように十分注意をして、新機構のもとでやりたい、こういうふうにお考えの次第であります。

○西村(榮)委員 政務次官は通産委員会がほとんど各党一致して、中小企業庁の廃止に反対の意向であるということはお承知ですか。

○本間政府委員 通産産業委員会から正式にそういう御意見を伺つたことはなかつたのでございますが、中小企業庁はそのまま外局として置く方がいい

のではないかと御意見が出ておられるという事は承知いたしております。○西村(榮)委員 本間君と私とは懇意だからちよつとやりにくいだけども、さつちよつと前に聞きますと、自由党が一週間ほど前に発表された政策の中に、中小企業対策というものを大げさに、金融能率化並びに日本再建のためにこれを大いに活用せねばならぬといふ、中小企業の大活用論をふろしき広げられて、これが政務調査会の公式意見として発表されておる。しかるに今回の行政機構改革においてこれを廃止される。あなたは一体自分の本家と打合せされたか。

○本間政府委員 御承知のように党から出ておりますので、随時の方とは連絡をいたしておるわけでありまして、○西村(榮)委員 そうすると、党の一週間前に発表された中小企業活用論というものは、あれはうそなんですか。選挙対策の一つなんですか。打合せといふのはどういふ打合せですか。

○本間政府委員 これは見方によりましていろいろ御意見も立つかと思つております。いろいろ御議論はあろうかと思つて、内に入りまして、形の上ではもちろん縮小になるわけでございますが、運用いかにによりましては、党の考えておられます政策を実現できないといふふうには考へないわけでございますから、その点は御了承を賜りたいと思つた次第でございます。

〔江花委員長代理退席、委員長着席〕

○西村(榮)委員 どうも私にはわからないのですが、自由党が中小企業に対して大きな馬力をかけて、日本再建の

ためにこれを活用しなければならぬ、それがためには、その技術の指導並びに金融対策はこうすべきであるといふので、大なる抱負を経緯をわずか一週間前に発表された。しかるに政府は中小企業庁を廃止しておる。これは何といふても、権限の縮小であり、規模の縮小をなすものであつて、同時にそのことは——中小企業の取扱い方といふものは複雑多岐で、従つてこの問題を取扱うには、官吏においても特殊な訓練、技術を要するのであります。これが権限が縮小される——拡張するから、大いに自由党の政策と相一致するのです。それが縮小ということになる。自由党の政策と現自由党内閣の政策とが衝突を来して来るということになる。私はあなたとは懇意な仲で、あなたが官僚出身であれば、私も大いに神経立つて言わなければならぬのであるが、お互いに政界出身で、腹の中はわかつておるんだから——ちよつとこれはおかしいじやないか、本間君。

○本間政府委員 それは西村さんの御想像されておられる通り、私も考へておるのですが、しかし内局に入りまして、中小企業対策が非常に後退するといふふうには考へないわけでございます。その辺はどうかしからべく御考慮を願ひたいと思ひます。

○西村(榮)委員 それでは私もしかるべく了承して、これで質問を終ります。ただそれはちよつと矛盾しております。どつちがはらかわからぬが……これ質問を終ります。

○八木委員長 これをもつて本日の議題の諸法案につきまして、質疑は一応終局いたしました。

本日はこれをもって散会します。次
回は公報をもつてお知らせいたしま
す。

午後四時二十四分散会

昭和二十七年六月二日印刷

昭和二十七年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷庁